

5 資金不足比率について

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度公営企業会計の資金不足比率について審査を実施した。

この審査に当たっては、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか、客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか等について意を用いて審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、平成30年度における水道事業会計において算定された資金不足比率は適正に計算されているものと認定する。

記

比率名	平成30年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	— (%)	20.0 (%)